

国立国会図書館



キッズページと子ども OPAC

国際子ども図書館の情報発信

世界図書館紀行 イスタンブール

2012.5
No. 614

国立国会図書館利用案内

東京本館

所在地 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話番号 03(3581)2331
利用案内 03(3506)3300(音声サービス)
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>
利用できる人 満18歳以上の方
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
おもな資料 和洋の図書、和雑誌、洋雑誌(年刊誌、モノグラフシリーズの一部)、和洋の新聞、各専門室資料

サービス時間

開館時間	月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00 ※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の閉室時間は17:00までです。	即日複写受付	月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00
資料請求受付★	月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00 ※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。	後日郵送複写受付★	月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30

★登録利用者限定のサービスです。

■見学のお申込み／国立国会図書館 利用者サービス部 サービス運営課 03(3581)2331 内線25211

関西館

所在地 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話番号 0774(98)1200(音声サービス)
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>
利用できる人 満18歳以上の方
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
おもな資料 和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料(図書、雑誌、新聞)、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

サービス時間

開館時間	月～土曜日 10:00～18:00	即日複写受付	月～土曜日 10:00～17:00
資料請求受付★	月～土曜日 10:00～17:15	後日郵送複写受付★	月～土曜日 10:00～17:45
セルフ複写受付	月～土曜日 10:00～17:30	★登録利用者限定のサービスです。	

■見学のお申込み／国立国会図書館 関西館 総務課 0774(98)1224 [直通]

国際子ども図書館

所在地 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49
電話番号 03(3827)2053
利用案内 03(3827)2069(音声サービス)
ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>
利用できる人 どなたでも利用できます(ただし第一・第二資料室は満18歳以上の方)。
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 月曜日、国民の祝日・休日(5月5日こどもの日は開館)、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
※第一・第二資料室は、休館日のほか日曜日に休室します。メディアふれあいコーナーと本のミュージアムは、行事等のため休室することがあります。
おもな資料 国内外の児童図書・児童雑誌、児童書関連資料

サービス時間

開館時間	火～日曜日 9:30～17:00	※1階子どものへや、世界を知るへや、3階メディアふれあいコーナー、本のミュージアムの利用時間は、開館時間と同じく9:30～17:00です。		
第一・第二資料室の利用時間	閲覧時間	火～土曜日 9:30～17:00	資料請求受付	火～土曜日 9:30～16:30
複写サービス時間	即日複写受付	火～日曜日 10:00～16:00	後日郵送複写受付	火～日曜日 10:00～16:30
	複写製品引渡し	火～日曜日 10:30～12:00 13:00～16:30		

■見学のお申込み／国立国会図書館 国際子ども図書館 03(3827)2053 [代表]

5 M a y

C O N T E N T S

02 就任のごあいさつ 国立国会図書館の原点と発展

04 ハトリデー 『コドモノクニ』が映し出す時代

今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から

06 キッズページと子ども OPAC 国際子ども図書館の情報発信

12 『各国憲法集』と世界の憲法のいろいろ

16 世界図書館紀行 イスタンプール

24 国立国会図書館の平成24年度予算

11 館内スコープ

本を未来へ伝える

26 本屋にない本

○『水都大阪と淀川 新淀川100年 特別展』

27 ND L NEWS

○法規の制定

28 お知らせ

○シリーズ・いま、世界の子どもの本は？（第6回）

「いま、アフリカの子どもの本は？」

○プランゲ文庫の児童書がNDL-OPACで検索できるようになりました

○絵本ギャラリー「『幼年画報』掲載作品検索」で閲覧できる画像が増えました

○官報、古活字版コレクション等をインターネット公開
デジタル化資料の提供総数200万点突破

○新刊案内 国立国会図書館の編集・刊行物

就任のごあいさつ

国立国会図書館の原点と発展



第15代 国立国会図書館長

大滝 則忠

このたび、第15代国立国会図書館長に任命されました大滝則忠です。

微力ながら全力をもって、誠心誠意、自らに課された職責を果たす所存です。よろしくご支援ご協力のほどお願い申し上げます。

国立国会図書館は、昭和23（1948）年2月、戦後の日本新生に取り組む活力あふれる時代に、新しい国会と国民のために役立つ施設として、国立国会図書館法に基づいて創設されました。同法の前文では、「真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される」と国立国会図書館の原点を表明しています。そして、国会議員の職務遂行に資する議会図書館であると同時に、広く国民のさまざまな社会活動を支える基盤としての国立図書館であるという、国立国会図書館の変わらない使命が条文に明記されています。

国立国会図書館は創設以来、段階的に多様な図書館サービスを充実させて発展してきました。これまでの64年の歴史は大きく4期に分けられ、第1期の創業期（創設から昭和43（1968）年東京本館の本館全館開館まで）、第2期の発

展期（昭和61（1986）年新館開館まで）、第3期の変革期（平成16（2004）年関西館と国際子ども図書館の開館、これに伴う東京本館のリニューアル開館まで）を経て、現在は第4期の半ばに至っています。背景には、約20年周期で、図書館資料の増加に対応するための書庫の増設が必要であったという要因があり、監督機関である両院の議院運営委員会の理解と指導のもと、大型の施設拡充の機会に、機能面も充実が図られるという歴史のサイクルを辿っています。また、それぞれの時期に、国民の皆様からの大きな期待と支援があったからこそ実現できたことでもありました。

第4期の現在は、これまでのサービス計画を着実に定着させるという成熟期であると同時に、未知の電子媒体情報に本格的に取り組む必要に直面しており、いわば第二創業期と位置づけられると思います。現下においては、急速に変化する情報流通環境に対応して、電子媒体情報を収集・蓄積保存し、効果的に利用に供することができる体制を確立することが喫緊の課題となっています。私は、長尾真前館長の卓越したリーダーシップを引き継ぎ、社会各層のご理解を得るよう努力しながら、この未踏の分野に取り組みたいです。

私は第2期の初めに国立国会図書館で図書館人として一からスタートし、第3期末までの36年余にわたり勤務いたしました。いま、7年振りに新しい持ち場を得て戻ってまいりましたが、この間の館の内外の動きには目覚ましいものがあります。この際、利用者の目線に立って、国立国会図書館のあり方を新鮮な感覚で捉え直すことから取り組みを始めたいと考えています。

私にとって半世紀近くにわたる座右の銘は、「近きより」という言葉です。

汝の最も近い義務を果たせ、汝が義務と思うところを果たせ。しかる時は次に汝の一層重大な義務が明瞭になるであろう*。

今後に進むべき方向性についての館内認識を共有しながら、職員一同の先頭に立って、近きより、着実に歩を進めたいと思います。

皆様のご理解ご支援を重ねてよろしくお願い申し上げます。

* 正木ひろし著『近きより』（弘文堂 1964.12）
p.5に翻刻されている個人雑誌『近きより』昭和12年4月号の創刊の辞にカーライルの言葉として引用されている。

ハヘトリデー 『コドモノクニ』が映し出す時代

福士 輝美

「ハヘトリデー」とは、何ともユニークなタイトルであるが、実際に行われていた行事「蠅取りデー」である。蠅の根絶運動は、20世紀初頭に衛生運動の一環として、アメリカで始まった。日本では大正期に、当時流行していたコレラの媒介虫として駆除の対象となった。そのキャンペーンとして設けられたのが蠅取りデーであり、1920年、大阪で行われたのがわが国における最初である。東京では、関東大震災（1923年）後の衛生状態の悪化から蠅が大発生したため、1925年、東京市全域で8月15日を蠅取りデーとし、一斉駆除が行われた。以後、毎年夏に開催されるようになり、町内対抗や賞品・賞金を出して競わせることもあったため、子どもも大人もこの日はまさに蠅取りにいそしむ1日であった。『岡本綺堂日記』には、1925年の蠅取りデーに岡本家でも103匹を捕え、町内会から賞与としてサイダー1びんをもらったという記述がある。写真1の袋を手を持ち、蠅取りに練り歩くおしゃれでユーモラスなひとこまには、「蠅取りデー」という当時のできごとが巧みに映し出されている。

この絵の画家は初山滋（1897-1973）。独特の洒落た画風で知られ、戦前戦後にわたり長く活躍し、人気を博した。1957年から1979年頃、光村図書出版の小学国語の教科書を使用した人ならば、あの教科書の表紙が初山滋の手になるものであると言えば、懐かしく思い出されるかもしれない。

掲載誌である『コドモノクニ』は、大正デモクラシーの機運が残る1922年1月に創刊、1944年3月に休刊するまで23巻287冊を刊行した、戦前期を代表する絵雑誌のひとつ

である。文字を知らない幼い子どもたちでも楽しめるように、童話・童謡・曲譜・振付舞踊等を、質の高い「子どもに与える目的で描かれた絵画」（画家の武井武雄はこれを童画と称した。）とともに掲載した、芸術に重きをおいた絵雑誌として知られている。

作家・画家等には、北原白秋、野口雨情、西條八十、中山晋平、岡本帰一、武井武雄、清水良雄、初山滋ほか、それぞれの分野での一流のメンバーを結集した。その中には、「あの町この町」「アメフリ」「兎のダンス」「雨降りお月さん」「あがり目さがり目」「毬と殿さま」といった童謡や、森村誠一原作の映画「人間の証明」の宣伝で使われた「母さん、僕のある帽子どうしたでせうね！」で始まる西條八十の詩「ぼくの帽子」等、今もなお、私たちの記憶に息づいている作品がみられる。

その一方で、雑誌という特質を生かして、身近なできごと、当時のニュースや進化していく世の中の様子もいち早く採り上げている。関東大震災直後に発行された号（2巻12号 1923年11月）の震災の様子、新しい乗り物（写真2）や機械（写真3、4）、嬉々としてエスカレーターに乗る子どもたちが描かれたデパート等の街の様子、ケーキやドーナツ、チョコレートといった目新しいおやつ。これらの誌面からは、どこかで見た風景やすでに人々の記憶から失われてしまった風景が色鮮やかによみがえってくる。

過ぎ去った時代の記憶のかけらを『コドモノクニ』から探しあて、しばし楽しんでいただければ幸いである。

（ふくし てるみ 利用者サービス部長）



写真1

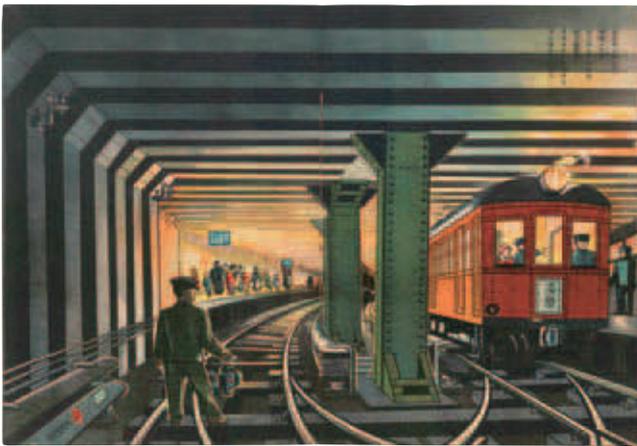


写真2



写真3



写真4

写真1 「ハヘトリデー」 初山滋 画 『コドモノクニ』15巻11号 昭和11 (1936)年9月 (以下すべて『コドモノクニ』掲載)

写真2 「地下鉄電車」 安井小弥太 画 11巻14号 昭和7 (1932)年12月 昭和7年4月に神田・三越前間が新たに開通した。ホーム上の表示盤に「神田三越前方面のりば」とあることから、開通後まもない様子を描いたものであることがわかる。

写真3 「ラデオ」 岡本経一 画 10巻6号 昭和6 (1931)年5月 原画は昭和2 (1927)年12月制作。大正14 (1925)年3月22日に最初の放送、7月12日に本放送を開始したラジオ放送が、数年で普及した様子がうかがえる。

写真4 「蝶サンウツシマスヨ」 初山滋 画 12巻6号 昭和8 (1933)年5月 初山によれば、少女が手に持つカメラは安価なものとのことである。安価なカメラが普及してきた時代を映し出している。

※『コドモノクニ』の画像は、国立国会図書館ホームページ>電子展示会>絵本ギャラリー->「コドモノクニ」掲載作品検索 (<http://www.kodomo.go.jp/gallery/search/index.html>) でご覧いただけます。

参考文献

- 竹迫祐子 編『初山滋 永遠のモダニスト』河出書房新社 2007 <請求記号 KC511-J4>
- 瀬戸口明久 著『害虫の誕生 虫からみた日本史』筑摩書房 2009 <請求記号 RB81-J7>

- 岡本経一 編『岡本綺堂日記』岡本経一 1987 <請求記号 KH465-E1>
- 中村悦子、岩崎真理子 編『「コドモノクニ」総目次』全2冊 久山社 1996-1998 <請求記号 UM84-G5>

キッズページと子どもOPAC 国際子ども図書館の情報発信



「国立国会図書館キッズページ」は、ウェブ上で子どもが図書館や読書に親しむ場です。図書館を使った調べ学習を本格的に始める小学3年生程度を主な対象として、国立国会図書館や国際子ども図書館を紹介し、図書館の役割や使い方をわかりやすく伝えることを目指しました。

ここでは、「キッズページ」のコンテンツとして、平成23年8月に公開した「しらべもの」と、平成24年1月に本格稼働した「国際子ども図書館子どもOPAC」を取り上げて紹介します。

はじめに

国際子ども図書館は、国立国会図書館の中で唯一、18歳未満の子どもが利用することができる施設です。1階の子どものための閲覧室「子ども

のへや」では、子どもと本のふれあいの場として児童図書館サービスを提供しています。文字や知識を学習する過程にあり、まだ情報リテラシーが低い小学生に対しては、読みたい本や知りたい情報に着実に到達できるように、大人が寄り添い支援することが重要です。来室する小学生の中には、本の並び方が分からないために読みたい本をなかなか探せない子や、テーマを絞れないためにうまく調べものができない子がいます。このような場合、カウンターの職員は子どもに声をかけ、その子の年齢や興味にあう分野の本が並んでいる棚を案内したり、調べたいテーマを絞り込むための百科事典や図鑑を紹介したりします。

「しらべもの」や「子どもOPAC」は、このような日常の児童図書館サービスの経験を踏まえ

て、子どもが求める情報にたどりつくためのウェブ上のツールとして作成されています。

「しらべもの」で調べ方を知る

「しらべもの」は、図書館を初めて使う小学生に、図書館の使い方と調べ方を紹介するサイトです。まず図書館のしくみを知り、次に図書館の資料を使って調べ方を学ぶというように、説明が段階的になっている点が特徴です。

ステップ1「図書館を使ってみよう」では、図書館の本の並び方や本の分類、目録の使い方など、図書館のしくみを紹介しています。

ステップ2「図書館で調べものをしよう」では、百科事典を題材とし、調べるための本の使い方や、テーマをしぼり分類から本を探すという方法を説明しています。サイトでは、サツマイモについて調べたい場合、百科事典の「サツマイモ」の項目から、知りたいことがサツマイモの花なのか、料理なのか、栽培方法なのかを絞込むことで、それ

ぞれに該当する分類の本に行き着くことができるという事例を紹介しています。

子どもが自分で調べる時だけでなく、家庭や学校で、図書館の使い方を子どもに教える場合にも役に立つコンテンツを目指しています。



「国立国会図書館キッズページ」の画面

「キッズページ」では、子どもが楽しみながら図書館や本への関心を深められるようさまざまな工夫をしています。

● 国立国会図書館を知ろう！

● 国際子ども図書館を知ろう！

国立国会図書館や国際子ども図書館の役割や歴史、仕事を紹介しています。「図書館員の1日」やバーチャルツアーもあります。

● 図書館ってなんだろう？

図書館一般について、その役割や種類を紹介します。「なぜなに質問箱」はクイズ形式で図書館にまつわる豆知識を得られるようになっています。

● しらべてみよう！

「しらべもの」「子どもOPAC」のほか、毎月知識を広げる本を紹介する「よんでみる？」などがあります。

● 図書館じてん

図書館を初めて使うときに知っている便利な言葉約40語を解説しています。「キッズページ」のなかで使われている言葉からリンクされています。



「しらべもの」ステップ2「図書館で調べものをしよう」の画面



「子どもOPAC」のトップ画面



「言葉をいれてさがす」の画面

「子どもOPAC」の3つのメニュー

「子どもOPAC」は、小学生向けの画面を備えた蔵書検索システムです。最大の特徴は小学生のリテラシーにあわせて3種類の検索メニューを用意したことです。

標準の検索メニューはトップ画面中央の「言葉をいれてさがす」です。ある程度、図書館の利用や検索に慣れた小学校高学年以上を利用者に想定し、高学年を意識した言葉づかいにしています。本の種類を選び、「思いついた言葉」「本の名前」「書いた人」「件名」を指定して言葉を入力し、検索します。

「(にゅうもんへん) ことばをいれてさがす」は、学校図書館を使い始める小学校中学年以下を対象に画面の漢字を少なくした検索メニューです。検索語の種類(著者や書名など)を選び、次に検索対象(絵本・物語、知識の本)を選んでから、検索語を入力する画面に進みます。アイコンは大きめに配置し、手の動きが発達段階にある子どもでも入力しやすいように配慮しています。

また、トップ画面右の「本をテーマからさがす」はディレクトリ型の検索メニューになっており、検索語を思いついて入力することが難しい小



「(にゅうもんへん) ことばをいれてさがす」の画面



「本をテーマからさがす」の画面

さい子どもでも利用できるようになっています。「のりもの」「動物」「地球・宇宙」「くらし・仕事」など12のテーマが用意されており、例えば、「動物」の分野を選べば、次の画面で「イヌ」「トラ・ライオン」「パンダ」など具体的な動物の名前でさらにテーマを絞り込むことができます。検索語を入力しなくても、表示されたテーマを選択して

いくことで、最後に読みたい分野の本が一覧されるようになっていきます。このメニューで取り上げたテーマは、実際に「子どものへや」でよく尋ねられるジャンルであり、「子どものへや」の書架の見出しにもなっています。

「子どもOPAC」の工夫

不慣れな子どもが検索すると、検索結果が0件だったり、100件になってしまったりすることがよくあります。そのような場合には、探し方のコツを紹介したり、検索条件を追加したりする画面に遷移し、再検索をうながします。

「子どもOPAC」では、「請求記号」「書庫」「目録」「件名」などの図書館用語が使われていますが、図書館を今後利用するためには知っておいてもらいたい言葉であるため、あえてやさしく言い換えることはせず、「キッズページ」の「図書館じてん」にリンクし、語句の解説を見られるようにしています。

また、子どもが図書館や本に親しみを持てるように、羊の男の子「ヨウくん」とそのお姉ちゃん「ライちゃん」などの案内キャラクターを設定し、キャラクターとの対話形式でわかりやすく操作をナビゲートする工夫もしています。

おわりに

「子どものへや」で本を読まず「子どもOPAC」を検索してばかりいる子には、職員が検索方法、検索結果の見方、請求記号の意味などを説明し、実際に本の置かれている場所まで案内します。すると、子どもは次からは自分で本を探そうとし始めます。このように、単に子ども向けの検索ツ



「子どものへや」の様子

ルを用意すれば良いということではなく、「子どもOPAC」を利用して蔵書を検索することから図書館の利用が始まることを子どもに伝えることが重要だと考えています。

国際子ども図書館では、これからも子どもにわかりやすく情報を届けられるように努力していきます。家庭や学校や図書館などの場でも、ぜひ「キッズページ」や「子どもOPAC」を使って、子どもと一緒に本に親しんでいただければうれしいです。

(国際子ども図書館児童サービス課)

◆国立国会図書館キッズページ

<http://www.kodomo.go.jp/kids/index.html>

* 国立国会図書館と国際子ども図書館のホームページのトップから入れます。

◆国際子ども図書館子どもOPAC

<http://iss.ndl.go.jp/children/top>

* 国際子ども図書館>本・資料を探す>国際子ども図書館子どもOPAC

または、

国立国会図書館キッズページ>しらべてみよう!

>国際子ども図書館子どもOPAC

から見られます。



キッズページを利用して 東京学芸大学附属竹早小学校 司書 岡島 玲子

東京学芸大学附属竹早小学校では、図書の時間が全学年1週間に1時間ずつあり、ここでは、読み聞かせや本の紹介、ブックトーク等を行っています。ブックトークとは、あるテーマに関する本を数点紹介することで、そのテーマや読書への関心を高めようとするものです。

我が校では児童と留学生との交流の機会をもっており、国際理解を深めるために3年・4年・5年生のクラスで「いろいろな家」というテーマにブックトークをしました。ブックトークで本を選ぶ際には、「国立国会図書館キッズページ」の「よんでみる?」や「子どもOPAC」で見つけた『世界あちこちゆかいな家めぐり』（たくさんのふしぎ傑作集 福音館書店）と『「イーグルー」をつくる』（あすなる書房）の2冊を参考にしました。このほかに『土の家』（月刊たくさんのふしぎ2009年10月号 福音館書店）、『床下の小人たち』（岩波書店）、『ジャク

ソンねこのほんとうの家』（童話館出版）、『木の上の家』（汐文社）を紹介したところ、子どもたちは地域によってさまざまな家があることに驚き、中国のドーナツみたいな家に住みたい、土でできた家はこわれぬのか、氷で作った家は寒くないのか、といろいろな感想を読書ノートに寄せていました。

「キッズページ」では、「子どもOPAC」でいろいろなワードで本を検索できるので、子どもたちや司書にとっても便利なサイトです。今後も読み聞かせ、調べもの等に利用したいと思っています。キッズページを活用した実践記録は、東京学芸大学学校図書館運営専門委員会が維持・管理している「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」*にも掲載し、情報共有しています。

* <http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/>

本を未来へ伝える

私は、地下5層、地上12層の17層に及ぶ書庫で保管されている、図書（単行書）の管理を担当しています。書庫の1層は45m×45mの正方形で、事務室などよりも天井が低いため、「階」ではなく「層」で数えます。この広い書庫を行き来して日々仕事をしていると、約700万点にも及ぶ膨大な図書が、時代を超え多くの人々に利用されていることに歴史を感じます。

国立国会図書館は、国内の出版物を納本制度によって収集しています。納本制度とは、国内で発行されたすべての出版物を国立国会図書館に納入することを発行者等に義務付ける制度です。5月25日は「納本制度の日」です。納本された出版物を国民共有の文化的資産として大切に保存し、数百年後にも残していくことの重みを改めてかみしめ実感しています。

書庫の中は温度22℃、湿度55%前後に保たれ、カビほこり対策のため上履き使用の徹底、その他捕虫対策も行うなど保存環境の維持に努めています。蔵書を扱う際は常に注意を払っていますが、経年劣化、利用などのため破損することもあります。ひどい場合は専門の担当者が修復しますが、軽微な破損は私たちが直しています。補修が必要な図書は次々に見つかり、私たちが補修する図書の冊数は、1か月あたり約800冊にもなります。蔵書の利用と保存を両立できる



よう、利用者をお待たせしないよう、日々努力しています。

現在、国立国会図書館では、蔵書のデジタル化が進んでいます。デジタル化した蔵書の利用にはご面倒な点もありますが、目次が検索できるようになったこと、元の冊子を良好な状態で保存できることは、長所の一つです。利用方法は変わっても、私たちが蔵書を大切に保管していくことは今後も変わりありません。これからも納本された出版物を未来に伝えられるよう努めていきます。

(図書館資料整備課図書資料係 カシコギ)

『各国憲法集』と世界の憲法のいろいろ

国立国会図書館は、昭和30(1955)年から5年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局および内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全3巻を刊行し、ほぼ全世界を網羅する84か国の憲法を原語または英文訳から邦訳しました。

『和訳各国憲法集』発行当時から55年以上が経過し、多くの憲法改正または新憲法制定が行われ、世界の憲法の様相は大きく変化しています。このため、平成24年1月、諸外国の憲法を最新の条文から翻訳する『基本情報シリーズ 各国憲法集』の刊行を開始しました。



『基本情報シリーズ 各国憲法集』の特徴は、次の4点です。

- ①従来我が国であまり紹介されることのなかった憲法を取り上げること
- ②外部有識者の力も借りて、できるだけ数多くの憲法を紹介すること
- ③可能な限り、原語に基づき翻訳を行うこと
- ④その国の憲法に関する年表および解説を作成し、翻訳と併せて掲載すること

昨年の第179回国会（臨時会）から、衆議院および参議院において憲法審査会が開かれています。憲法審査会は、日本国憲法および日本国憲法

に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議または国民投票に関する法律案等を審査することを任務としています。『基本情報シリーズ 各国憲法集』は、こうした国会の論議の参考となるよう、また、世界の憲法に関する情報を広く提供するよう刊行するものです。

さて、世界の憲法は実に多様で、日本国憲法からは想像もつかない形のものもあります。ここでは、そのいくつかの事例を挙げてみたいと思います。



1982年カナダ法の布告

6 § Med författare likställes i detta kapitel annan som är ått anse som upphovsman till framställning som införes eller är avsedd att införas i tryckt skrift. Lag (1976:955).

4 kap. Om tryckta skrifternas framställning

1 § Rätt att själv eller med bistånd av andra genom tryckpress framställa tryckalster skal tillkomma varje svensk medborgare eller svensk juridisk person. Lag (1976:955).

2 § Skrift, som i riket framställes genom tryckpress eller som här mångfaldigas genom stencilering, fotokopiering eller liknande tekniskt förfarande och för vilken gäller utgivningsbevis, skall innehålla tydliga uppgifter om vem som har tryckt eller eljest mångfaldigat skriften samt om ort och år för mångfaldigandet, om skriften är avsedd att utgivas i riket och ej är ått hänföra till bild- eller tillfällighetstryck.

Om utsättande av uppgifter som avses i första stycket å skrift, som mångfaldigas genom stencilering, fotokopiering eller liknande tekniskt förfarande och för vilken ej gäller utgivningsbevis, är föreskrivet i 1 kap. 5 § första stycket. Lag (1976:955).

3 § Med bild- eller tillfällighetstryck förstås i denna förordning vykort och bildalbum, visitkort och notifikationer, adresskort, etiketter, blanketter, reklam- och emballagetryck samt annat affärstryck även som andra sådana tryckalster, all under förutsättning att på grund av texten eller vad eljest framställes tryckfrihetsmissbruk kan anses uteslutet. Lag (1976:955).

4 § Om skyldighet att bevara exemplar av tryckt skrift för granskning och att lämna exemplar av skrift till bibliotek eller arkiv föreskrives i lag. Lag (1976:955).

5 § Den som framställer skrift och därvid bryter mot 2 § första stycket dömes till böter eller fängelse i högst ett år. Lag (1976:955).

6 § Har betecknats 4 § genom lag (1976:955).

7 § Har upphävts genom lag (1976:955).

8 § Har betecknats 5 § genom lag (1976:955).

9 § Har betecknats 3 § genom lag (1976:955).

5 kap. Om utgivning av periodisk skrift

1 § Ägare till periodisk skrift skall vara svensk medborgare eller svensk juridisk

出版の自由に関する法律 第4章第4条 納本制度

■カナダ

カナダの成立は1867年のことで、明治維新の前年に当たり、日本と同じ時期に近代国家としてのスタートを切りました。カナダは英国の最も古い植民地の一つで、カナダ連邦結成を定めているのは、英国議会が制定した1867年英領北アメリカ法です。この法律がカナダ憲法となつて以来、1982年までの100年以上にわたり、憲法制定権は英国に残されたままでした（一部は途中でカナダに移管されています）。憲法が他国の議会によって制定され改廃されるというのは奇異に見えますが、これはカナダの英国との関係があまりに密であったことに起因します。

1982年にカナダ法が制定され（これも英国議会の法律です！）、憲法制定権がカナダに移管されると同時に新たな憲法体制が構築されました。今年、新たな憲法体制になってから30周年に当たります。

■スウェーデン 納本と憲法

スウェーデンの憲法では、納本に関する規定の中に図書館が登場します。憲法に図書館が登場するという事はあまりないことで、調査の範囲では、このほかオーストリアとスペインの憲法に、図書館に関する政策の管轄について定めた条文があります。

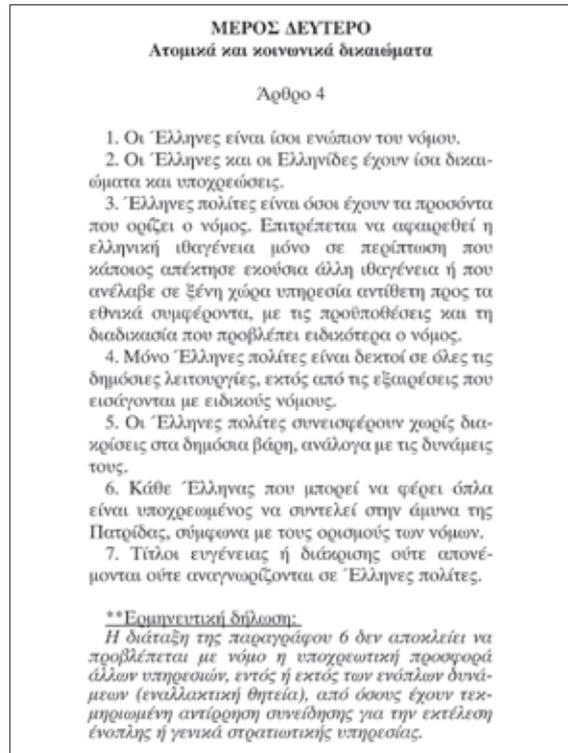
スウェーデン憲法は、統治法（Regeringsform）、王位継承法（Successionsordning）、出版の自由に関する法律（Tryckfrihetsförordning）、表現の自由に関する基本法（Yttrandefrihetsgrundlag）という四つの基本法から構成されています。納本に関する規定があるのは出版の自由に関する法律で、その第4章第4条は、「検査のために印刷文書の見本を保存し、文書の見本を図書館または文書館に提出する義務については法律で定める」と定めています。詳細を法律に委任する規定ではありますが、納本義務と図書館を書き込んである憲法として、注目に値します。



オーストリア憲法

■ オーストリア 多くの法律に分かれる憲法

憲法が一つの法律にまとまっておらず、多くの法律に分かれている国があります。オーストリアの憲法は、その代表格といえるでしょう。オーストリアには、中核となる連邦憲法（Bundes-Verfassungsgesetz）のほかに、憲法と同格の法律である憲法法律（Verfassungsgesetz）、憲法と同等の効力をもつ規定を含む通常法律や条約（憲法規定）が、それぞれきわめて多く存在しています。2008年の改革の結果、多くが通常法律または規定に変更されたという話ですが、それでもなお多くの憲法レベルの法律または規定が残されています。以前、オーストリアの政治家、国会関係者にインタビューし、「憲法を一つにまとめることはできないのでしょうか」と尋ねたところ、ほとんどの方が「それは現実的ではありませんね」という反応を示しました。



ギリシャ憲法 第4条

■ ギリシャ 注釈付き憲法

法律には解釈が常についてまわります。様々な人が多様な解釈を考える中で、判例が積み重なったり、ドイツのように、膨大なコンメンタールが次々と刊行されたりすることもあります。

しかし、ギリシャ憲法のように、憲法本文に解釈条項を付しているケースは極めてまれです。例えば、第4条第6項については次のような「解釈規定」（Ερμηνευτική δήλωση）が存在します。

「解釈規定：第6項の規定は、武器を持つことを伴う兵役または兵役全般に対し、立証された誠実な異議を有する者が、軍隊の内部または外部で他の任務に義務的に従事すること（代替役務）を法律により定めることを妨げない」。

BUNREACT NA hÉIREANN

BUNREACT NA hÉIREANN



In Ainm na Tríonóide Ró-Naofa is tobar don uile údarás agus gur chuici, ós í is críoch dheireanach dúinn, is dírithe ní amháin gníomhartha daoine ach gníomhartha Stát,

Ar mbeith dúinne, muintir na hÉireann, ag admháil go huiriseal a mhéid atáimid faoi chomaoin ag Íosa Críost, ár dTiarna Dia, a thug comhfhurtacht dár sinsir i ngach cruatan ina rabhadar ar feadh na gcéadta bliain,

Agus ar mbeith dúinn ag cuimhneamh go buíoch ar a chalmacht a rinneadarsan troid gan staonadh chun an neamhspleáchas is dual dár Náisiún a bhaint amach,

Agus ar mbeith dúinn á chur romhainn an mhaitheas phoiblí a chur ar aghaidh maille le Críonnacht agus le hÍonracas agus le Carthanacht de réir mar is cuí, ionas go dtiocfaidh linn a uaisleacht agus a shaoirse a chur in áirithe do gach aon duine, saol ceart comhdhaonnach a bhunú, aiseag a haontachta a thabhairt dár dtír, agus comhcharadra a dhéanamh le náisiúin eile,

Atáimid leis seo ag gabháil an Bhunreachta seo chugainn, agus é achtú agus é thíolacadh dúinn féin.

CONSTITUTION OF IRELAND – BUNREACT NA hÉIREANN

BUNREACT NA hÉIREANN



CONSTITUTION OF IRELAND

Enacted by the People 1st July, 1937

In operation as from 29th December, 1937

This text of the Constitution is a copy of the text enrolled on 27 May, 1999 pursuant to Article 25.5.2^a except that:

the Transitory Provisions (Articles 51-63) are omitted as required by their terms; the Irish text has been altered so as to make it conform to modern standardized Irish; the twentieth amendment, enacted subsequent to enrolment, is incorporated; the new Articles 2 and 3 and the new section 8 in Article 29 are inserted pursuant to the provisions of the Nineteenth Amendment of the Constitution Act, 1998; the twenty-first, twenty-third, twenty-sixth and twenty-seventh amendments, enacted subsequent to enrolment have now been incorporated. Amendments effected since the Constitution was enacted in 1937 up to the time of printing of this edition (September 2010) are listed below.

アイルランド憲法（ゲール語）

アイルランド憲法（英語）

■アイルランド 複数の言語と憲法

公用語が複数ある国が、その複数の言語による憲法の正文を備えている場合があります。例えばアイルランド憲法は、アイルランドの第一公用語であるゲール語と英語の二つの正文をもっています。ゲール語とは、古くは、インド・ヨーロッパ語族ケルト語派に属する言語であり、現在、アイルランドでは、ゲールタハト（Gaeltacht）と呼ばれる一部の地域でのみ話されています。

憲法は、その国の国家形態を定める最高法規です。その国独自の歴史的背景から制定されたものであり、一方で、国際関係の中でその国のあり方を明確にするものでもあります。国立国会図書館は、今まで日本に紹介されることの少なかった憲

法も含めて、世界各国の憲法を可能な限り原語から翻訳し、刊行していきます。

（調査及び立法考査局憲法課）

『基本情報シリーズ 各国憲法集』は、国立国会図書館ホームページでご覧になれます。

●国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>)
> 国会関連情報 > 『調査資料』
(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/index.html>)

『基本情報シリーズ 各国憲法集』で翻訳刊行した国々は、以下のとおりです。

- ・スウェーデン
- ・アイルランド
- ・オーストリア
- ・カナダ

（2012年4月現在）

世界図書館紀行

イスタンブール

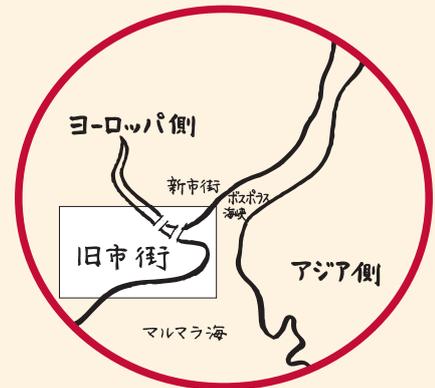
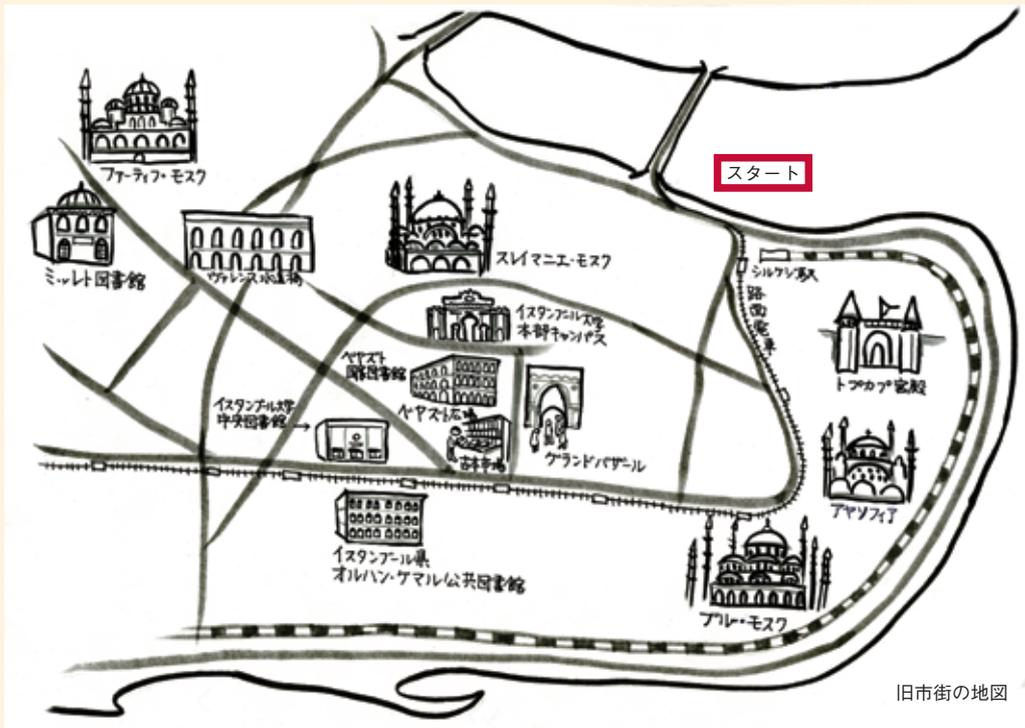
林 瞬介

イスタンブールの魅力は、なんといっても何重にも折り重なった歴史と文化にある。

その歴史は古く、紀元前7世紀にギリシャ人の植民都市ビュザンティオンとして建設され、4世紀にローマ帝国のコンスタンティヌス大帝によってコンスタンティノープルに改められた。以来、ビザンツ帝国の都として栄えたが、15世紀にオスマン帝国のスルタン、メフメト2世に征服された。

征服者メフメト2世によってオスマン帝国の都に定められたイスタンブールはギリシャ、ローマの遺跡の上にイスラム都市として築かれ、各地から人々の集まる多文化都市でもあった。征服後は500年以上にわたって直接の戦火を浴びることもなく、現在も多様な文化遺産が伝えられている。20世紀にはトルコ共和国の首都の座をアンカラに譲ったが、この都市は今もこの国の経済・文化の中心であり、トルコのみならず世界中から多くの人間を引きつけてやまない。

筆者は2010年秋、イスタンブールに在外研究の機会を与えられ、午前は語学教室に通い、午後は図書館事情を調査して回る毎日を1か月ほど過ごした。その折に筆者が歩いたイスタンブールの街並みの様子と、さまざまな図書館をこれからご案内したい。(写真はブルー・モスクことスルタンアフメット・モスク)



地中海と黒海とを結ぶ要衝、ボスポラス海峡を挟んで広がるイスタンブールは、ヨーロッパとアジアの2大陸にまたがり、海と丘が織りなす景観が美しい街である。その中でも、2700年の歴史を誇る旧市街はヨーロッパ側の一角にある。歴史的な図書館が集中するのもこの地域である。ここを旅行者の目線になって歩きながら見ていこう。

スタート地点は旧市街の北東部、シルケジである。ここには、あの有名なオリエント急行の終着点、シルケジ駅がある。現在、イスタンブールを訪れる旅行者が最初に降り立つ場所は旧市街から遠く離れたアタテュルク国際空港だが、かつての旅行者はみなシルケジを起点としていた。

シルケジは今も旅行者向けのホテルが多く、旧

市街を横断する路面電車の駅もある。ここから路面電車の線路沿いに旧市街を進もう。

線路は左右にホテルが並ぶ通りを進むと、やがて高い城壁にぶつかって右折する。この壁の向こうは、イスタンブールを都としたオスマン帝国の中枢、トプカプ宮殿の広大な敷地である。現在は博物館となっており、多くの見学者で賑わうが、ここに小さな図書館がひそやかに併設されていることを知っている見学者は、何人いるだろうか。

イスラムの大国オスマン帝国500年の都であったイスタンブールは、イラク、エジプトなどの支配下にある各地域からアラビア文字で書かれた写本が集まり、現在も写本の宝庫になっている。ここトプカプ宮殿博物館付属図書館 Topkapı



トプカプ宮殿博物館



大宰相府の門（首相府オスマン文書館の入り口）

Saray Müzesi Kütüphanesiにも、14世紀のモンゴル帝国時代の歴史書『歴史集成』（通称『集史』）など一級資料の古写本や、オスマン帝国の栄光やイスタンブールの繁栄ぶりを描き出した美しい挿絵入り写本が残されている。

城壁沿いの道に戻ろう。今度は長い坂にさしかかり、やがて右手に立派だが古ぼけた門が見えてくる。門前には案内表示も何もないので、見向きもせず通り過ぎてしまう旅行者も多いのだが、実はこの門はかつてオスマン帝国の執政を行った大宰相府のもので、欧米では“Porte”（「門」）という単語が「オスマン帝国政府」の代名詞に使われるほど由緒のある建造物である。

この門をくぐった先の大宰相府跡地は現在もイスタンブール県庁などの行政官署があり、厳重な警備がひかれているが、その一角にオスマン帝国政府の膨大な公文書を保管する首相府オスマン文書館 Başbakanlık Osmanlı Arşivi もある。

オスマン文書館は16世紀から20世紀初頭までにオスマン帝国政府で作成された公文書を1億点以上所蔵する史料の宝庫である。筆者も利用許可を得て図書館関係の文書を閲覧したが、館内には



アヤソフィア博物館

国内外のオスマン帝国史研究者が数多く訪れていて空席を見つけるのが難しいほどの賑わいだっただ。ここは研究者のための施設なので、観光で訪れても残念ながら中を見ることはできないが、近い将来には郊外のキャウトハーネ地区に移転し、展示室や会議室を備えた世界屈指の大文書館に面目を一新する予定になっているという。

さて、ようやく坂を登りきると左手に巨大な建造物、アヤソフィアが現われる。おそらくイスタンブールで最も有名な建物で、誰もが一度は写真を見たことがあるだろうあの赤い大ドーム屋根である。もともとは6世紀に建てられたキリスト教の総主教座教会で、内部には中世ビザンツ帝国のモザイク壁画が残っている。オスマン帝国時代はイスラム教のモスクに転用されていたが、今は無宗教の博物館である。

アヤソフィアの内装はほとんどモスクのままだが、一角に「マフムート1世の図書館」と命名された本棚の並ぶ部屋が残っている。かつてアヤソフィアのようなモスクには宮殿と同じように図書館が設けられ、多くの写本が所蔵されていた。しかし、現在この「図書館」の中はからっぽである。

そこにあったはずの本の行き先は後で触れる。

アヤソフィアを出ると公園が広がる。ここはかつてのトプカプ宮殿正門前の広場で、ここから路面電車は宮殿の正門から始まるかつてのメインストリートに入っていく。この道は古代のローマ街道をなぞったもので、沿道はローマ帝国以来の遺跡が林立するイスタンブール旧市街のハイライトになっている。ブルー・モスクことスルタンアフメット・モスクや、ローマ競馬場の遺跡があるスルタンアフメット地区はこのあたりである。

スルタンアフメット地区を離れて道を進むと左手に歴史の古そうな、堅牢な書庫の建物が見えてくる。この建物はキョプリュリュ図書館 Köprülü Yazma Eser Kütüphanesi といい、17世紀末から18世紀初頭にかけて大宰相を輩出したキョプリュリュ家によって創設されたものである。

イスラム都市では、有力者によってモスクや図書館などの公益施設が建設され、創設者が寄進した付属財産の運用益で維持する仕組みになっていた。このような有力者の創設になる歴史的図書館はかつてイスタンブール市内に多くあったが、文化観光省に移管された後、多くは蔵書を他所に移

されてしまった。

キョプリュリュ図書館は文化観光省運営の下でも現役の図書館として歴史的な建物で所蔵資料を閲覧に供している例のひとつである。

ここからそのまま進んでベヤズトのバスターミナルが見えてくると、そこに面して屋根付きの市場の大きな門が口をあけている。これが有名なグラランドバザールである。ここに一步足を踏み入れれば、観光客慣れしたバザール商人たちに次々と呼びとめられ、落ち着いて歩き回ることもできないが、今はここに入らず門の手前を左手に進もう。狭い路地を抜けた先に、小さな広場をぐるりと囲んで書店が立ち並んでいる一角がある。

ここは古本市場といい、イスタンブールの古い書店街の雰囲気を残している。ただ残念なことに、今では古本屋が激減し、観光客向けのガイドブックや、大学生向けの教科書を売る新刊書店ばかりになってしまった。

古本市場を抜けるとベヤズト広場に出る。ここはローマ帝国時代の市中心の大広場の跡地であり、オスマン帝国時代も官公署の並ぶ重要な場所だった。ここにある図書館は、イスタンブー



キョプリュリュ図書館



古本市場



ベヤズト国家図書館

ル最古の公共図書館、ベヤズト国家図書館 Beyazıt Devlet Kütüphanesi である。

19世紀までキョプリュリュ図書館のように有力者の寄進財をもとに運営される図書館しかなかったイスタンブールにおいて、1882年に初めて政府予算によって設立されたこの図書館は、現在も文化観光省に所属しており、トルコの納本制度において国内の出版物が納められる6つの納本図書館のひとつでもある。写本を含む充実した蔵書を有するが、さらに最近になって資金難で閉鎖されたハック・タールク・ウス図書館 Hakkı Tarık Us Kütüphanesi の旧蔵書が移管された。20世紀前半の著名なジャーナリストであるハック・タールク・ウスが生涯をかけて集めたこのコレクションは、納本制度施行以前の古い定期刊行物を網羅的に含むことに定評があり、価値の高いものである。

この図書館は外国人の利用に許可申請が必要なのでやや敷居が高いが、ハック・タールク・ウス旧蔵の定期刊行物コレクションは日本の東京外国語大学との共同事業で目録作成と電子化が行われ、容易に利用できるようになった。

ところで、先ほど訪れた古本市場が大学生向けの教科書売る店ばかりになっていたことからわかるように、ベヤズト広場の一帯は現在では学生の街である。広場を見まわすと大きな門が目に入るが、これはかつての陸軍省の正門で、門内の敷地はトルコ最古の高等教育機関、イスタンブール大学の本部キャンパスになっている。

イスタンブール大学の中央図書館 İstanbul Üniversitesi Merkez Kütüphanesi はここか



イスタンブール大学本部正門

ら少し離れ、路面電車の線路に面した場所にある。ここも納本図書館のひとつで、多数の閲覧席と地下式書庫を備えた一大図書館である。なお、写本などの貴重書はここから少し離れたところにある貴重書図書館 Nadir Eserler Kütüphanesi にあるが、筆者の訪問時には長期休館中だった。

イスタンブール大学中央図書館に戻ると、路面電車を挟んだ向かい側に重厚な建物が見える。15世紀の造幣所を改装したというこの建物は、イスタンブール県オルハン・ケマル公共図書館 İstanbul Orhan Kemal İl Halk Kütüphanesi として使用されている。公共図書館としてあらゆる年齢・職業の利用者に開かれており、筆者の訪問時には外国人でも荷物と身分証明書を預ければ簡単に入館することができた。

これまで紹介してきた図書館と違い、開架式の明るく大きな公共図書館で、県の中央公共図書館にも指定されている。ただ、文化政策に投入される資金が乏しいトルコでは、残念ながら蔵書数は決して十分とはいえないように感じられる。

この建物の中にはもうひとつの施設、イスタンブール納本局 İstanbul Basma Yazı ve Resimleri Derleme Müdürlüğü も入居している。トルコの納本制度では、出版物は図書館ではなく文化観光省が各県に設置する納本事務所が受け入れ、全国6館の納本図書館に配布されることになっている。首都の座をすべり落ちてもイスタンブールは依然としてトルコの出版の中心地であり、納本局にはたくさんの出版物が運び込まれている。

再びイスタンブール大学の正門に戻り、大



イスタンブール大学中央図書館



イスタンブール県オルハン・ケマル公共図書館



イスタンブール納本局



スレイマニエ・モスク



スレイマニエ図書館

学本部の敷地をぐるりと北に回り込んでみよう。突如、眼前に巨大なモスクが現われる。これが、オスマン帝国の最盛期といわれる16世紀中葉にスレイマン1世が建てたスレイマニエ・モスクである。

モスクの前には土産物屋や食堂が並ぶ一角があるが、そこから路地裏に入ると、ひっそりとスレイマニエ図書館 Süleymaniye Yazma Eser Kütüphanesi の入り口がある。スレイマニエ・モスクの附属神学校を転用したこの目立たない施設

は、実はイスタンブールを代表する写本所蔵機関である。

トルコの近代化に伴って、モスクなどの都市公益施設に付属した図書館の蔵書は文化観光省に移管された。スレイマニエ図書館は、それらの蔵書を保管する国立の写本専門図書館であり、先ほど触れたアヤソフィア・モスク付属図書館の旧蔵書もここに移されている。イスタンブール中から集められた貴重な写本群が一堂に会するこの図書館は、世界中の研究者垂涎の的である。

近年、文化観光省は写本のデジタル化に力を入れており、かつて研究者たちが静かに写本を開いていた薄暗い閲覧室も、今ではパソコンが並べられ、デジタル画像が閲覧されるようになった。多くの写本はインターネットからもデジタル画像を閲覧可能である（有料）。

またベヤズト広場に戻ろう。かつてここはイスタンブールの大城壁の大門へと至る2本の主要な道の分岐点でもあった。そのうち北の道、シェフザーデバシュ通りに入り、左手にイスタンブール市役所を見ながら進むと、大きな立体交差の



ミレット図書館



イスタンブールの夜景

上で右手にローマ帝国時代のヴァレンス水道橋が見える。

さらに進めば左手に神学校を改装した図書館が現われる。スレイマニエと並んで卓越した写本コレクションで知られるミット図書館 Millet Yazma Eser Kütüphanesi である。図書館の創設者アリー・エミリーはオスマン帝国末期の文献学者で写本収集家としても知られ、蔵書は彼の個人コレクションを中心に形成されたものである。

ここはイスタンブールの写本図書館の中でも唯一、旅行者に開かれた場所でもある。筆者の訪問時には、18世紀初頭のイスタンブールで印刷された最古のアラビア文字活字本ミュテフェツリカ版や、世界中でもアリー・エミリーの旧蔵書1点しかない孤本として知られるカーシュガリーの『トルコ語辞典』の写本が展示されていた。たまたま展示会開催中に訪れる幸運に恵まれたのではなく、常設展示であるとのことで、惜しみない公開ぶりは驚きである。

ミット図書館を出れば目の前にはメフメト2世の建てたファーティフ・モスクがあり、もと来

た道をまっすぐ進めばビザンツ美術の傑作を見られるカーリエ博物館に至る。一带は庶民の街で、公共図書館もいくつかあるが紹介は割愛する。

旧市街の外、ヨーロッパ側の新市街やアジア側にも多くの興味深い図書館があるのだが、旧市街から足を延ばすには少し遠いし、紙幅の都合もある。今回のイスタンブールの図書館案内はこのくらいに留めておこう。

(はやし しゅんすけ 関西館アジア情報課)

参考文献

- 鈴木董著『図説・イスタンブール歴史散歩』(河出書房新社 1993) <請求記号 GE725-E25>
- 林瞬介「トルコの図書館」『アジア情報室通報』9 (1) 2011.3 pp. 2-7 (<http://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/bulletin9-1-1.php>)
- 吉田達矢「トルコ共和国イスタンブール・アンカラの文書館・資料館」『イスラーム地域資料館・研究機関ガイド』(東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室ホームページ) (http://www.tbias.jp/researchguide_detail.html)



国立国会図書館の平成24年度予算

国の平成24年度予算が平成24年4月5日に成立しました¹。国立国会図書館の平成24年度歳出予算は、一般会計予算と新設された東日本大震災復興特別会計予算から構成されており、総額は196億8,333万円です。このうち一般会計の歳出予算額は、195億3,947万1,000円です。前年度の当初予算額と比較すると、情報システム経費、その他の事務費の減額等により、約4億3,100万円の減額となりました。また、東日本大震災復興特別会計の歳出予算額は、1億4,385万9,000円です。

平成24年度予算のおもな内容は次のとおりです。

1 図書館サービスシステム

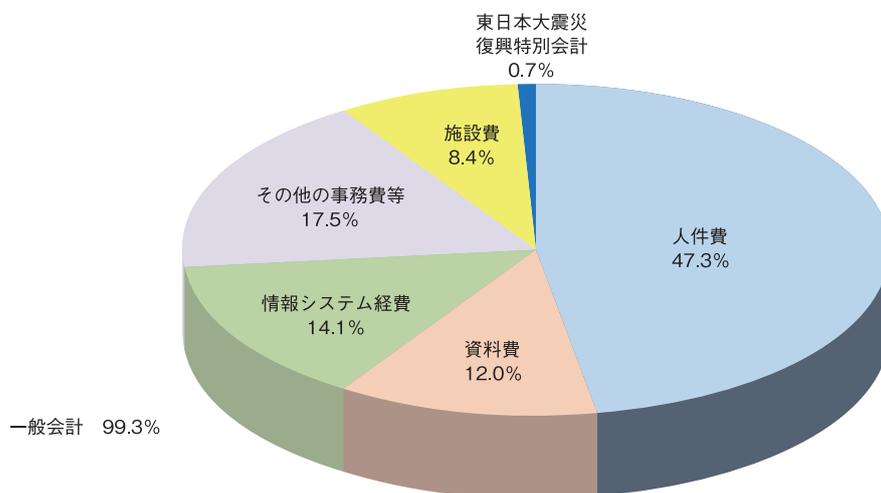
(1) 業務基盤システムの運用

平成22年度に情報システム経費の削減を図るため、「業務・システム最適化計画」を策定し、

これに基づき平成24年1月に基幹システムをリニューアルしました。システムとその関連機能に関する運用経費として、約11億1,200万円が一般会計に計上されました。

(2) 情報探索サービスシステムの機能拡張

平成24年1月から本格的にサービスを開始した情報探索サービスシステム「国立国会図書館サーチ」(<http://iss.ndl.go.jp/>)は、国立国会図書館および学術情報機関・公共図書館等の他機関が保有する膨大な情報資源を統合的に検索し、利用者が求める情報を効率的に引き出すためのシステムです。平成24年度は、検索機能をさらに強化することにより、利便性の向上を図ります。そのために必要な経費として、約3,200万円が一般会計に計上されました。



予算の費目別構成比（平成24年度）

2 デジタル・アーカイブシステム

平成17年度から、電子情報を収集、保存、提供するためのデジタル・アーカイブシステムの構築を行っています。平成24年度は、当館や他の機関が国際標準規格DAISYに則って製作した、視覚障害者のためのデジタル録音図書を、視覚障害者に対してインターネット経由で配信する²機能を開発します。そのために必要な経費として、約3,000万円が一般会計に計上されました。

を図るための国際子ども図書館の新館建築について、5か年計画の2年目の工事費として、約7億6,600万円が一般会計に計上されました。

(総務部会計課)

- 1 平成24年4月1日から5日までの5日間は、暫定予算により措置。
2 著作権改正（平成22年1月1日施行）により視覚障害者向けのインターネット配信が可能になった。

3 東日本大震災アーカイブの運用

平成23年度補正予算（第3号）においては、東日本大震災に関するさまざまな記録を収集し、教訓として後の世代に伝承していくことを目的とする「東日本大震災アーカイブ」を構築するための予算が計上されました。平成24年度予算では、運用等に必要な経費として、約1億4,400万円が東日本大震災復興特別会計に計上されました。

平成24年度歳出予算額 (単位：千円)

一般会計及び特別会計総額 19,683,330

一般会計

(項) 国立国会図書館	17,876,639
人件費	9,317,128
国立国会図書館共通経費	227,196
国会サービス経費	392,481
資料費	2,358,328
うち納入出版物代償金	390,249
情報システム経費	2,772,450
東京本館業務経費	1,622,644
国際子ども図書館業務経費	245,868
関西館業務経費	940,544
(項) 国立国会図書館施設費	1,662,832
本館耐震改修工事費	389,693
国際子ども図書館新館建築工事費	766,006
東京本館庁舎整備費	504,485
関西館庁舎整備費	2,648
計	19,539,471

4 施設整備

(1) 東京本館本館耐震改修工事

東京本館の本館の耐震化のため、5か年計画の4年目の改修工事費として約3億9,000万円が一般会計に計上されました。

東日本大震災復興特別会計

(項) 国立国会図書館	143,859
情報システム経費	143,859
計	143,859

(2) 国際子ども図書館の拡充整備

児童書のナショナルセンターとしての機能向上

本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。ここでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

水都大阪と淀川 新淀川100年 特別展

大阪歴史博物館編・刊
2010.9 130頁 30cm

<請求記号 ME352-J67>

「服従はあらゆる進歩の基本である」(中略) シャルル・モーラスの小冊子の巻頭に引用されたオーギュスト・コントのこの文章を、私の家でセザンヌが目にしたとき、しばらく考えこんでから、「それは本当だ……なんて本当なのだろう」と言った。

(ガスケ『セザンヌ』 與謝野文子訳 岩波書店 2009 p.119)

大阪の中央部に生まれ育った私の身体には、北の淀川が刻みこまれている。意識にのぼるかは別として、「北に淀川がひかえている」ということが、私の一部をかたちづくっている。川は、そこに住む人間の身体や行動に少なからず影響を与え、人間は何らかの応答を迫られる。本書にも、淀川が周囲の人間に与える影響と、その影響を受けた人間の側からの表出(例えば絵画)とが記されている。その場合、あくまで主体は川の側にあり、人間は、川によって行為をさせられているというのが本当のようだ(治水という行為が端的にそれを表しているだろう)。

本書は、平成22年9月18日から11月15日にかけて大阪歴史博物館で行われた「新淀川100年 水都大阪と淀川」展の図録である。従来、治水史的・河川交通史的観点から論じられることの多かった淀川だが、加えて、淀川と地域住民の暮らしとの関係にまで踏みこんだところが本展の特色といえる。

図録本編は5章からなるが、まず何よりも「I 絵画・絵図のなかの淀川」に掲載された数々の絵画や絵図に

目がとまる。江戸から昭和にかけて制作されたこれらは、各時代の淀川のすがたを映しだす。画面中央に淀川が大きく配され、その青く美しい流れの中あるいは傍らに、ふと人間の営みが映りこんで



まったといった風情の「淀川兩岸図」が印象に残った。

「II 淀川と大坂」では、史料に基づき、治水・都市計画・舟運・橋梁・漁業などの観点から、古代以降江戸までの淀川と人間との「関係の歴史」といったものが語られ、「III 淀川の改修と新淀川」では、度重なる洪水を受けての、淀川改修の様子が描かれる。明治29年に着工された新淀川開削を含むこの大改修は、淀川から人間がさせられた最大の行為といえるのではないか。続く「IV 放水路と都市」は「荒川と江戸」等の他地域との比較研究、「V 淀川歴史マップ」は、市民が学芸員とともに街をめぐり、かつての淀川の痕跡を探すという企画の記録である。

いずれの章においても「淀川と人間」という視点が貫かれ、ぶれることがない。人間は、淀川にさらされ、淀川から何かを受けとってしまい、その何かに駆動され、行為せずにはいられなかった、つまり淀川に「服従」したのだということが、本書を眺めているとおもむろに実感されてくる。

(調査及び立法考査局調査企画課 なかよく じゅん 中能 淳)

※1部1,500円。詳細は大阪歴史博物館ミュージアムショップ『文楽』へ。電話 06 (6946) 5802

法規の制定

【規則第1号】 学校図書館等児童書貸出規則の一部を改正する規則

(平成24年3月19日制定)

学校図書館等への児童書の貸出しについて、国立国会図書館長が特に必要があると認めるときは、国立国会図書館が返却費用を負担することができることとした。平成24年4月1日から施行された。

【規則第2号】 国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(平成24年4月6日制定)

衆参各議院の状況に対応し、また、調査及び立法考査局内の企画調整業務を強化するため、調査及び立法考査局連携協力課及び政治議会課憲法室を廃止し、調査企画課連携協力室及び憲法課を設置した。平成24年4月6日から施行された。

これらの法規による改正後の学校図書館等児童書貸出規則（平成14年国立国会図書館規則第11号）および国立国会図書館組織規則（平成14年国立国会図書館規則第1号）は、国立国会図書館ホームページ>国立国会図書館について>関係法規（<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws.html>）に掲載している。



お知らせ

■ シリーズ・いま、世界の 子どもの本は？（第6回） 「いま、アフリカの子ども の本は？」

国際子ども図書館は、社団法人日本ペンクラブとの共催で、「シリーズ・いま、世界の子どもの本は？」と題した世界各国の児童書に関するイベントを開催しています。

シリーズ第6回は、「いま、アフリカの子どもの本は？」と題して、翻訳家（青山学院女子短期大学教授）のさくまゆみこさんにお話しいただきます。さくまさんは、1979年の『キバラカと魔法の馬 アフリカのふしぎばなし』（富山房）の編訳以来、『カマキリと月 南アフリカの八つのお話』（福音館書店）など、たくさんのアフリカの物語や子どもの本を翻訳し、日本に紹介してきました。また、「アフリカ子どもの本プロジェクト」を主宰し、アフリカに図書館を作り、現地の子どもたちへの読書支援を行っていらっしゃいます。入場は無料です。

○日 時 6月30日（土）14:00～16:00（予定）

○会 場 国際子ども図書館 ホール（3階）

○テ ー マ アフリカの物語と本

○講 師 さくまゆみこ氏（翻訳家、青山学院女子短期大学教授）

○対 象 中学生以上（定員約100名）

○お申込方法

6月15日（金）までに、次のいずれかの方法で、参加者1名につき1通に、氏名（ふりがな）、年齢、郵便番号、住所、電話番号をご記入の上、お申し込みください（必着）。申込多数の場合は抽選となります。

[往復はがき] 〒110-0007 台東区上野公園12-49

国際子ども図書館「6月30日講演会」係

（返信用はがきに返信先の郵便番号、住所、氏名をお書きください）

[電子メール] pen0630@kodomo.go.jp

（タイトル・件名欄に「6月30日講演会申込み」とお書きください）

○お問い合わせ先

国立国会図書館 国際子ども図書館 企画協力課 企画広報係

電話 03（3827）2053（代表）



お知らせ

■ プランゲ文庫の児童書が NDL-OPACで 検索できるよう になりました

国際子ども図書館が所蔵する「プランゲ文庫」の児童書（マイクロフィルム）がNDL-OPACで検索できるようになりました。

プランゲ文庫とは、米国メリーランド大学が所蔵する、戦後占領軍の検閲を受けた出版物のコレクションで、国内の図書館等が所蔵していないものも数多く含まれています。国立国会図書館は、メリーランド大学との共同事業の一環として、児童書（図書（読み物、絵本、漫画）、紙芝居、かるたなど）約8,000冊をカラーマイクロフィルム化し、国際子ども図書館で利用できるようにしています。

来館の際は、NDL-OPACで検索・閲覧申込みができるようになりました。また、来館しなくても、NDL-OPAC経由で遠隔複写申込みもできます。どうぞご利用ください。

*プランゲ文庫児童書の詳細については、国際子ども図書館ホームページ>本・資料を探す>コレクション紹介>プランゲ文庫児童書コレクション (<http://www.kodomo.go.jp/search/collection/special01.html>) をご参照ください。

■ 絵本ギャラリー 『『幼年画報』掲載作品検索』 で閲覧できる 画像が増えました

5月5日、電子展示会「絵本ギャラリー」の『『幼年画報』掲載作品検索』で、新たに約1,100点の画像がご覧いただけるようになりました。

『『幼年画報』掲載作品検索』は、財団法人大阪国際児童文学館の協力により、戦前期の代表的な絵雑誌の一つである『幼年画報』をデジタル画像で提供するデータベースです。新しい画像は、太田三郎などの作品で、収録画像の総数は約2,300点となりました。

さらに充実した電子展示会「絵本ギャラリー」をどうぞご利用ください。

○URL <http://www.kodomo.go.jp/gallery/yonen/index.html>

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 電子展示会
> 絵本ギャラリー > 『幼年画報』掲載作品検索 または
国際子ども図書館ホームページ (<http://www.kodomo.go.jp/>) > 絵本ギャラリー
> 『幼年画報』掲載作品検索

○お問い合わせ先

国立国会図書館 国際子ども図書館 企画協力課
電話 03 (3827) 2053 (代表)

お知らせ

■ 官報、古活字版コレクション等をインターネット公開 デジタル化資料の提供総数 200万点突破

4月9日に、明治16（1883）年7月2日（創刊日）から昭和27（1952）年4月30日までに刊行された『官報』約2万1千点、昭和21（1946）年4月4日から昭和27（1952）年4月28日に刊行された英文官報約2千点および古活字版コレクション約250点のほぼすべてを含む古典籍資料約1万8千点が、また、5月15日に、博士論文約1万5千点がインターネットから利用できるようになりました。

そのほか、4月から図書9万点、雑誌約19万点等のデジタル化資料が国立国会図書館施設内で新たに閲覧できるようになりました。

現在、デジタル化した資料の提供総数は、約208万6千点（うち、インターネットで提供するものは約40万点）です。どうぞご活用ください。

○国立国会図書館デジタル化資料（5月現在 資料別数）

資料	点数（うちインターネット提供数）
古典籍資料（貴重書等）	約9万2千点（約7万2千点）
図書	約87万8千点（約28万7千点）
雑誌	約95万4千点（約5千点）
新聞（『石巻日日新聞』のみ）	7点（7点）
官報	約2万1千点（約2万1千点）
博士論文	約14万1千点（約1万5千点）

○URL <http://dl.ndl.go.jp/>

国立国会図書館ホームページ（<http://www.ndl.go.jp/>）>電子図書館>デジタル化資料

○お問い合わせ先

国立国会図書館 関西館 電子図書館課 電子化資料提供係

電子メール dl@ndl.go.jp



『義経記』（古活字版）第3巻 五条天神前の義経と弁慶

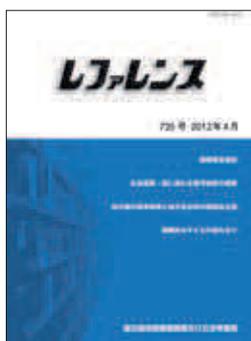


『官報』第1号（明治16年7月2日）

お知らせ

■ 新刊案内

国立国会図書館の 編集・刊行物



レファレンス 735号 A4 83頁 月刊 1,050円 発売 日本図書館協会

- ・ 国際緊急援助
- ・ 社会保障・税に関わる番号制度の概要
- ・ 地方税の標準税率と地方自治体の課税自主権
- ・ 国際的な子どもの連れ去り

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 電話 03(3523)0812

『国立国会図書館月報』次号は6月・7月合併号（6月20日刊行）です。

『国立国会図書館月報』のご購入については
社団法人 日本図書館協会へお問い合わせください。

バックナンバーも取り扱っています。

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電話 03(3523)0812 (販売)



5月25日は「納本制度の日」です。

昭和23年5月25日に納本の受付が開始されたことにちなんで、毎年5月25日を「納本制度の日」と決めました。「納本制度」とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度のことです。日本では、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）により、国立国会図書館がこの制度の運用を担っています。

納本された出版物は、国会の審議に役立てられるとともに、現在と未来の読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存されます。

日本国民の知的活動の記録を後世に継承するため、納本に御協力をお願いいたします。

100年後もよみたい



国立国会図書館は、納本をお待ちしています。

C O N T E N T S

- 02 Greetings from the new Librarian
Origins and development of the National Diet Library
- 04 <Book of the month - from NDL collections>
Haetori-dē : the time *Kodomo no Kuni* reflects
- 06 NDL kids' website and ILCL OPAC for Kids
Information from the International Library of Children's Literature
- 12 *Constitutions of the World* and a variety of the constitutions of the world
- 16 Travel writing on world libraries: Istanbul
- 24 NDL budget for FY2012
- 11 <Tidbits of information on NDL>
Passing books on to the future
- 26 <Books not commercially available>
○ *Suito Osaka to Yodogawa : Shin Yodogawa 100-nen : Tokubetsuten*
- 27 <NDL News>
○ Rules & regulations
- 28 <Announcements>
○ Series: What's Happening with Children's Books in the World? (6) What's Happening with Children's Books in Africa?
○ Children's books of the Gordon W. Prange Collection now searchable on the NDL-OPAC
○ More images now available in the Picture Book Gallery "Yonen Gaho magazine article search"
○ Official gazettes, old movable-type printing collections etc. available on the Internet: total number of digitized contents tops two million
○ Book notice - Publications from NDL

国立国会図書館月報

平成 24 年 5 月号 (No.614)

平成 24 年 5 月 20 日発行 定価 525 円
(本体 500 円)

発行所 国立国会図書館
編集責任者 田 中 久 徳
〒 100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電 話 03 (3581) 2331 (代表)
F A X 03 (3597) 5617
E-mail geppo@ndl.go.jp

発 売 社団法人日本図書館協会
〒 104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
電 話 03 (3523) 0812 (販売)
F A X 03 (3523) 0842
E-mail hanbai@jla.or.jp

印刷所 株式会社 正文社印刷所

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に当館総務部総務課にご連絡ください。本誌 517 号以降、PDF 版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 刊行物 > 国立国会図書館月報でご覧いただけます。



「シヤラノキ」(Stuartia pseudo-camellia, Max.)
東京大学編『東京大学小石川植物園草木図説 巻2』
東京 丸善 明治17(1884)年 1冊 42 cm.
<請求記号 400-2>

国立国会図書館月報

平成24年5月20日発行 (毎月1回20日発行)
(5月号通巻614号)

発売：社団法人 日本図書館協会 定価 525 円 (本体 500 円)